

### 3 . ひ き 船 料 金

令和 8 年 4 月 1 日実施  
 株式会社シーゲートコーポレーション  
 北九州市門司区西海岸 1-4-12  
 Tel 093 - 331 - 2168  
 Fax 093 - 332 - 0491

#### 1. 基本料金

関 門 港 (含む六連) 料金表

区 分		基 本 料
3,000 総トン未満	1 時間につき	51,600 円
3,000 総トン ~ 5,000 総トン未満	1 時間につき	68,700 円
5,000 総トン ~ 10,000 総トン未満	1 時間につき	96,700 円
10,000 総トン ~ 20,000 総トン未満	1 時間につき	108,900 円
20,000 総トン ~ 30,000 総トン未満	1 時間につき	130,900 円
30,000 総トン ~ 40,000 総トン未満	1 時間につき	144,500 円
40,000 総トン ~ 50,000 総トン未満	1 時間につき	151,500 円
50,000 総トン以上	1 時間につき	168,900 円

#### 2. 割増料金

##### (1) 時間外作業割増

17 : 00 ~ 22 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

22 : 00 ~ 05 : 00 ..... 基本料金の 10 割増

05 : 00 ~ 08 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

##### (2) 休祭日割増 ..... 基本料金の 6 割増

##### (3) 年末、年始割増

12 月 31 日、1 月 2、3 日 (休祭日と重複適用しない) ..... 基本料金の 6 割増

##### (4) 荒天割増 (下関气象台の表示する 15m 以上の風速の場合) ..... 基本料金の 5 割増

##### (5) 港外割増 (但し、港外における特殊作業) ..... 基本料金の 5 割増

##### (6) 海難救助割増 ..... 基本料金の 6 割増

\* 上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

### 3. その他

1. 基本料金は最初の1時間に適用し、1時間を超過する場合は、30分毎に基本料金の半額を加算するものとする。
2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は、使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待を生じた場合も、前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後、申込をキャンセルした場合は、基本料金の半額とする。
5. 曳船が出動後のキャンセルは、実働時間として計算する。

令和 8 年 5 月 1 日実施  
 日鉄物流株式会社 九州支店  
 構外物流部 海運係  
 Tel 093 - 872 - 5866  
 Fax 093 - 872 - 5529

1. 基本料金

関門港（含む六連）料金表

区 分	基本料金
3,000 総トン未満……………1 時間につき	51,600 円
3,000 総トン以上 ~ 5,000 総トン未満…………… // …	68,700 円
5,000 総トン以上 ~ 10,000 総トン未満…………… // …	96,700 円
10,000 総トン以上 ~ 20,000 総トン未満…………… // …	108,900 円
20,000 総トン以上 ~ 30,000 総トン未満…………… // …	130,900 円
30,000 総トン以上 ~ 40,000 総トン未満…………… // …	144,500 円
40,000 総トン以上 ~ 50,000 総トン未満…………… // …	151,500 円
50,000 総トン以上…………… // …	168,900 円

2. 割増料金

(1) 時間外作業割増

17 : 00 ~ 22 : 00 …………… 基本料金の 6 割増  
 22 : 00 ~ 05 : 00 …………… // 10 割増  
 05 : 00 ~ 08 : 00 …………… // 6 割増

(2) 休 祭 日 割 増 …………… // 6 割増

(3) 年 末、年 始 割 増

12 月 31 日、1 月 2・3 日（休祭日と重複適用しない） // 6 割増

(4) 荒 天 割 増

（下関气象台の表示する 15m 以上の風速の場合）…………… // 5 割増

(5) 港 外 割 増（但し、港外における特殊作業）…………… // 5 割増

(6) 海 難 救 助 割 増 …………… // 6 割増

上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

3. そ の 他

1. 基本料金は最初の 1 時間に適用し、1 時間を超過する場合は、30 分毎に基本料金の半額を加算するものとする。

2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は、使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待を生じた場合も、前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後、申込を取消した場合は、基本料金の半額とする。
5. 曳船が出動後の取消しは、実働時間として計算する。

※ 料金に関しては、御相談に応じます。

令和 8 年 5 月 1 日実施  
西日本海運株式会社  
北九州市門司区西海岸 1-4-19  
TEL 093-321-0487

1. 基本料金

関 門 港（含む六連）料金表

区 分		基 本 料
3,000 総トン未満	1 時間につき	51,600 円
3,000 総トン ～ 5,000 総トン未満	1 時間につき	68,700 円
5,000 総トン ～ 10,000 総トン未満	1 時間につき	96,700 円
10,000 総トン ～ 20,000 総トン未満	1 時間につき	108,900 円
20,000 総トン ～ 30,000 総トン未満	1 時間につき	130,900 円
30,000 総トン ～ 40,000 総トン未満	1 時間につき	144,500 円
40,000 総トン ～ 50,000 総トン未満	1 時間につき	151,500 円
50,000 総トン以上	1 時間につき	168,900 円

2. 割増料金

(1) 時間外作業割増

17 : 00～22 : 00 ……………基本料金の 6 割増

22 : 00～05 : 00 ……………基本料金の 10 割増

05 : 00～08 : 00 ……………基本料金の 6 割増

(2) 休祭日割増 ……………基本料金の 6 割増

(3) 年末、年始割増

12 月 31 日、1 月 2、3 日（休祭日と重複適用しない）……………基本料金の 6 割増

(4) 荒天割増（下関气象台の表示する 15m以上の風速の場合）……………基本料金の 5 割増

(5) 港外割増（但し、港外における特殊作業）……………基本料金の 5 割増

(6) 海難救助割増……………基本料金の 6 割増

上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

3. その他

1. 基本料金は最初の 1 時間に適用し、1 時間を超過する場合は、30 分毎に基本料金の半額を加算するものとする。

2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は、使用時間に含むものとする。

3. 本船側の都合により作業待を生じた場合も、前記により実働時間として計算する。
  4. 曳船が出動準備後、申込をキャンセルした場合は、基本料金の半額とする。
  5. 曳船が出動後のキャンセルは、実働時間として計算する。
- \* 尚、曳船作業料金につきましては、ご相談に応じます。

令和 8 年 4 月 1 日実施  
 グリーン SHIPPING 株式会社  
 北九州市門司区港町 1-5  
 Tel 093 - 332 - 3187  
 Fax 093 - 332 - 3189

## 1. 基本料金

### 関 門 港 (含む六連) 料金表

区 分		基 本 料
3,000 総トン未満	1 時間につき	51,600 円
3,000 総トン ~ 5,000 総トン未満	1 時間につき	68,700 円
5,000 総トン ~ 10,000 総トン未満	1 時間につき	96,700 円
10,000 総トン ~ 20,000 総トン未満	1 時間につき	108,900 円
20,000 総トン ~ 30,000 総トン未満	1 時間につき	130,900 円
30,000 総トン ~ 40,000 総トン未満	1 時間につき	144,500 円
40,000 総トン ~ 50,000 総トン未満	1 時間につき	151,500 円
50,000 総トン以上	1 時間につき	168,900 円

## 2. 割増料金

### (1) 時間外作業割増

17 : 00 ~ 22 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

22 : 00 ~ 05 : 00 ..... 基本料金の 10 割増

05 : 00 ~ 08 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

### (2) 休祭日割増 ..... 基本料金の 6 割増

### (3) 年末、年始割増

12 月 31 日、1 月 2、3 日 (休祭日と重複適用しない) ..... 基本料金の 6 割増

### (4) 荒天割増 (下関气象台の表示する 15m 以上の風速の場合) ..... 基本料金の 5 割増

### (5) 港外割増 (但し、港外における特殊作業) ..... 基本料金の 5 割増

### (6) 海難救助割増 ..... 基本料金の 6 割増

\* 上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

## 3. その他

1. 基本料金は最初の 1 時間に適用し、1 時間を超過する場合は、30 分毎に基本料金の半額を加算するものとする。

2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は、使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待を生じた場合も、前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後、申込をキャンセルした場合は、基本料金の半額とする。
5. 曳船が出動後のキャンセルは、実働時間として計算する。

注：作業料金については、お問合せ下さい。

令和 8 年 5 月 1 日実施  
 春風海運株式会社  
 北九州市門司区港町 9-4  
 Tel 093 - 332 - 1078(代)(夜間転送)  
 Fax 093 - 332 - 3436

## 1. 基本料金

### 関 門 港 (含む六連) 料金表

区 分		基 本 料
3,000 総トン未満	1 時間につき	51,600 円
3,000 総トン ~ 5,000 総トン未満	1 時間につき	68,700 円
5,000 総トン ~ 10,000 総トン未満	1 時間につき	96,700 円
10,000 総トン ~ 20,000 総トン未満	1 時間につき	108,900 円
20,000 総トン ~ 30,000 総トン未満	1 時間につき	130,900 円
30,000 総トン ~ 40,000 総トン未満	1 時間につき	144,500 円
40,000 総トン ~ 50,000 総トン未満	1 時間につき	151,500 円
50,000 総トン以上	1 時間につき	168,900 円

## 2. 割増料金

### (1) 時間外作業割増

17 : 00 ~ 22 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

22 : 00 ~ 05 : 00 ..... 基本料金の 10 割増

05 : 00 ~ 08 : 00 ..... 基本料金の 6 割増

(2) 休祭日割増 ..... 基本料金の 6 割増

### (3) 年末、年始割増

12 月 31 日、1 月 2、3 日 (休祭日と重複適用しない) ..... 基本料金の 6 割増

(4) 荒天割増 (下関气象台の表示する 15m 以上の風速の場合) ..... 基本料金の 5 割増

(5) 港外割増 (但し、港外における特殊作業) ..... 基本料金の 5 割増

(6) 海難救助割増 ..... 基本料金の 6 割増

上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

## 3. その他

1. 基本料金は最初の 1 時間に適用し、1 時間を超過する場合は、30 分毎に基本料金の

半額を加算するものとする。

2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は、使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待を生じた場合も、前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後、申込をキャンセルした場合は、基本料金の半額とする。
5. 曳船が出動後のキャンセルは、実働時間として計算する。

令和 5 年 2 月 1 日実施  
 洞海マリンシステムズ株式会社  
 〒808-0036 北九州市若松区山手町 3-9  
 Tel 093 - 771 - 2551  
 Fax 093 - 751 - 1058

## 1. 基本料金

日明・洞海・響灘・白島地区料金表

区 分		基本料
3,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	48,000 円
3,000 総トン ~ 5,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	63,000 円
5,000 総トン ~ 10,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	88,000 円
10,000 総トン ~ 20,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	101,000 円
20,000 総トン ~ 30,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	122,000 円
30,000 総トン ~ 40,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	138,000 円
40,000 総トン ~ 50,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	148,000 円
50,000 総トン ~ 60,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	164,000 円
60,000 総トン ~ 70,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	176,000 円
70,000 総トン以上	1 作業 1 時間につき	184,000 円

## 2. 割増料金

### (1) 時間外作業割増

17 : 00~22 : 00 .....基本料金の 6 割増

22 : 00~05 : 00 .....基本料金の 10 割増

05 : 00~08 : 00 .....基本料金の 6 割増

(2) 休祭日割増 .....基本料金の 6 割増

### (3) 年末、年始割増

12 月 31 日、1 月 2、3 日 (休祭日と重複適用しない) .....基本料金の 6 割増

(4) 荒天割増 (15m以上の風速の場合) .....基本料金の 5 割増

(5) 港外割増 (但し、港外における特殊作業) .....基本料金の 5 割増

(6) 海難救助割増.....基本料金の 6 割増

(7) 消火、流出油処理作業割増.....基本料金の 6 割増

\* 上記割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増金を算出し、それらの金額を合算する。その他特殊事項が発生した場合はその都度協議する。

## 3. その他

1. 基本料金は最初の1時間に適用し1時間を超過する場合は、30分毎に基本料金の半額を加算するものとする。
2. 曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間は使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待ちを生じた場合も前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後申込をキャンセルした場合は基本料金の半額、出動後のキャンセルは実働時間として計算する。
5. 燃料油価格及び曳船諸費用が大幅に上昇した場合には上記料金表を改定いたします。

令和 5 年 2 月 1 日実施  
 矢野海運株式会社  
 〒808-0034 北九州市若松区本町 1-11-17  
 Tel 093 - 751 - 0671 (24 時間対応)  
 Fax 093 - 332 - 3436

1. 基本料金

日明・洞海・響灘・白島地区料金表

区 分		基 本 料
3,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	48,000 円
3,000 総トン ~ 5,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	63,000 円
5,000 総トン ~ 10,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	88,000 円
10,000 総トン ~ 20,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	101,000 円
20,000 総トン ~ 30,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	122,000 円
30,000 総トン ~ 40,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	138,000 円
40,000 総トン ~ 50,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	148,000 円
50,000 総トン ~ 60,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	164,000 円
60,000 総トン ~ 70,000 総トン未満	1 作業 1 時間につき	176,000 円
70,000 総トン以上	1 作業 1 時間につき	184,000 円

2. 割増料金

(1) 時間外作業割増

- 17 : 00~22 : 00 .....基本料金の 6 割増
- 22 : 00~05 : 00 .....基本料金の 10 割増
- 05 : 00~08 : 00 .....基本料金の 6 割増

(2) 休祭日割増 .....基本料金の 6 割増

(3) 年末、年始割増

- 12 月 31 日~翌 1 月 3 日 (休祭日と重複適用しない) .....基本料金の 6 割増

(4) 特定休日割増.....基本料金の 6 割増

(5) 荒天割増 (15m/s 以上の風速の場合) .....基本料金の 5 割増

(6) 港外割増 (ただし、港外における特殊作業) .....基本料金の 5 割増

(7) 海難救助割増.....基本料金の 6 割増

(8) 消火、流出油処理作業割増.....基本料金の 6 割増

\* 上記割増が重複する場合は基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増金を算出し、それらの金額を合算する。その外特殊事項が発生した場合はその都度協議する。

### 3. その他

1. 基本料金は最初の1時間に適用し1時間を超過する場合は30分ごとに基本料金の半額を加算するものとする。
2. 曳船が基地から作業場所までの往復に要する時間は使用時間に含むものとする。
3. 本船側の都合により作業待ちを生じた場合も前記により実働時間として計算する。
4. 曳船が出動準備後申込をキャンセルした場合は基本料金の半額、出動後のキャンセルは実働時間として計算する。
5. 曳船付帯経費が大幅に上昇した場合にはその都度協議する。